

議案第 23 号

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 8 年 6 月 24 日提出

豊橋市教育委員会
教育長 原 田 憲 一

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則（平成 3 年豊橋市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（休館日） 第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（商家「駒屋」にあっては、指定管理者）が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （1） 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日 （2） 1 月 1 日 <u>から同月 3 日</u> 及び 12 月 29 日から同月 31 日まで	（休館日） 第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（商家「駒屋」にあっては、指定管理者）が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （1） <u>1 月 5 日から 12 月 28 日までの</u>月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日 （2） 1 月 1 日 及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。